

第27回部会における委員からの依頼資料

- 各種加算におけるこれまでの改定方法の経緯

各種加算におけるこれまでの改定方法の経緯①

加算名称	老齢加算	母子加算	障害者加算
創設時期	昭和35年	昭和24年	昭和24年
創設以降の改定方式の変遷	<p>・昭和35年 老齢福祉年金創設に伴い、生活保護受給者にも福祉年金の目的が達せられるよう老齢福祉年金と同額の加算創設。 (月額1,000円)</p> <p>・昭和51年 それまで生活扶助基準との均衡等からみても容認しうるものとされた福祉年金が大幅に改善(7,500円→12,000円)されることに伴い、福祉年金準拠を変更。 具体的には、一類基準額とある程度の均衡を保つことが望ましいとして、一類基準額の一定割合(65歳以上の男女平均額の1/2)に設定。(8,000円) 以降、生活扶助基準改定率に準拠して改定。</p> <p>・昭和59年(水準均衡方式導入時) 加算が対応する特別需要としては、概ね現行の水準で充たされているとの所見のもと、今後も実質的な水準が維持できるよう、生活扶助基準本体と異なった取り扱いにするものとして整理。 以降、物価の伸び率を基本として改定(※)。</p> <p>(注)平成16年度～18年度にかけて段階的に廃止</p>	<p>・昭和24年 追加栄養所要量等を満たす為の費用を算定。</p> <p>・昭和35年 福祉年金制度創設に伴い、母子福祉年金と同額改定。(当初、母子福祉年金は老齢福祉年金と同額であったが、昭和39年から老齢福祉年金の1.3倍程度に増額)</p> <p>・昭和51年 老齢加算との均衡等に配慮し、適切な水準にするものとして、老齢加算の約1.3倍に設定。 以降、生活扶助基準改定率に準拠して改定。</p> <p>・昭和59年 同左</p> <p>(注)平成17年度～21年度にかけて段階的に廃止したが、平成21年12月に復活</p>	<p>・昭和24年 同左</p> <p>・昭和35年 福祉年金制度創設に伴い、障害福祉年金と同額改定。(当初、障害福祉年金は老齢福祉年金と同額であったが、昭和39年から老齢福祉年金の1.5倍程度に増額)</p> <p>・昭和51年 老齢加算との均衡等に配慮し、適切な水準にするものとして、老齢加算の約1.5倍に設定。 以降、生活扶助基準改定率に準拠して改定。</p> <p>・昭和59年 同左</p>

※ 昭和59年以降の改定方法については、生活扶助基準が据え置きの場合は据え置いている。

各種加算におけるこれまでの改定方法の経緯②

加算名称	児童養育加算	放射線障害者加算	妊産婦加算	在宅患者加算	介護施設入所者加算
創設時期	昭和47年	昭和43年	昭和24年	昭和25年	平成12年
創設以降の改定方式の変遷	<p>・昭和47年 中学校卒業前の第3子以降を対象にした児童手当制度が創設されたことに伴い、同額の加算を創設。 (創設当初の名称は「多子養育加算」)</p> <p>以降、児童手当の制度改正に連動し、加算対象等を変更。</p> <p>(昭和61年に対象が第2子(義務教育以前)以降に拡大したことに伴い名称を「児童養育加算」に変更。)</p>	<p>・昭和43年 原爆被爆者に対する健康管理手当制度が創設されたことに伴い、同額の加算を創設。</p> <p>以降、当該手当と連動して改定。</p>	<p>・昭和24年 妊産婦が加配米を購入するための費用として算定。</p> <p>以降、栄養所要量や生活扶助基準改定率により改定。</p> <p>・昭和59年 水準均衡方式導入に伴い、基本的には物価の伸び率により改定(※)。</p>	<p>・昭和25年 在宅患者が加配米を購入するための費用として算定。</p> <p>以降、栄養所要量や生活扶助基準改定率により改定。</p> <p>・昭和59年 水準均衡方式導入に伴い、基本的には物価の伸び率により改定(※)。</p>	<p>・平成12年 介護保険制度創設に伴い、介護施設入所者本人の裁量的日常経費に対応するものとして創設。</p> <p>(参考)介護保険創設以前の措置制度において、無年金の施設入所者に対して、裁量的日常経費に相当する費用を手当していた。</p> <p>以降、基本的には物価の伸び率で改定(※)。</p>

※ 昭和59年以降の改定方法については、生活扶助基準が据え置きの場合は据え置いている。